又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一　中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項（定義）に規定する中小企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）であって、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

［イ・ロ　略］

二　中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であって、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

［三・四　略］

五～十一　［略］

［号を削る。］

一　中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項（定義）に規定する中小企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）であって、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

［イ・ロ　同上］

二　中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であって、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

［三・四　同上］

五　中小企業等経営強化法第十六条第一項（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）に規定する認定を受けている会社

六～十二　［同上］

6　前項に規定する会社のほか、同項第一号から第三号までに掲げる会社であった会社であって、その事業の成長発展等により中小企業者でなくなり、かつ、中小企業者でなくなったとき以後においても同項第一号から第三号までの規定（中小企業者に係る部分を除く。）に該当するもの（以下この条において「新興企業者等」という。）も、保険会社の特定子会社（第九項に規定する会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、当該前項第一号から第三号までに掲げる会社であった会社が新興企業者等となったときに、当該特定子会社が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

［一～三　略］

7　［略］

8　前三項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第五十八条の三第一項第九号及び第五十八条の六第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第八十五条第一項第七号及び第七号の三、第

6　前項に規定する会社のほか、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社であった会社であって、その事業の成長発展等により中小企業者でなくなり、かつ、中小企業者でなくなったとき以後においても同項第一号から第三号までの規定（中小企業者に係る部分を除く。）又は同項第五号の規定に該当するもの（以下この条において「新興企業者等」という。）も、保険会社の特定子会社（第九項に規定する会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、当該前項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社であった会社が新興企業者等となったときに、当該特定子会社が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

［一～三　同上］

7　［同上］

8　［同上］